

令和3年8月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年8月20日(金) 午前8時55分～9時30分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
14番	川田 一博	15番	原 武信
16番	竹内 博文	17番	三木 洋一
18番	石井 淑雄		

欠席委員

13番 吉田 昌治

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	10,220 3,973.25	m ² m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑		m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	5件	田 畑	2,701	m ² m ²
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	39	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	20件	田 畑	32,281 5,647	m ² m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の 事業計画変更申請	1件	田 畑	919	m ² m ²
第8号議案	農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ	1件	田 畑	1,570	m ²
報告第1号	合意解約	6件	田 畑	3,969.98	m ² m ²

令和3年8月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より8月の定例会を開催いたします。
本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 35件でございます。
よろしくご審議をお願いいたします。
本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。
それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。
本日の署名委員を 5番 梶野委員さんと6番 木下委員さんのお二人にお願いします。
次に、今月の現地調査につきましては、6番 木下委員さん、7番 山本委員さん、10番 宮本委員さんと私で、8月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。
では、ただいまより議事に移らせていただきます。
それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。
1番、・・・、面積 433㎡【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は水稲・野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 869㎡【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 1,180㎡【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 420㎡【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 396㎡ 外1筆 計981㎡【議案読み上げ】
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

6番、・・・、面積 489㎡ 外1筆 計735.25㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

7番、・・・、面積 803㎡外15筆 計9,575㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

本日の案件7件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

5番と6番の譲受人はご夫婦ですか。

事務局書記

はい、ご夫婦です。

各委員

(委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番については現地調査を実施しておりますので、6番 木下委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

木下委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 379㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は、現在、アパートに居住していますが手狭となってきたため、住宅建築を計画しました。申請地は、両親の自宅に隣接しており便利であるため、父が所有する土地での、転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま、木下委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
3番につきましては、先ほどの木下委員さんのご説明とおりです。

1番、・・・、面積 113 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、申請地の隣りで両親と同居しています。子供が大きくなり住宅建築を計画したところ、申請地は、今後の両親の世話もしやすいため、母が所有する土地での転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2番、・・・、面積 547 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、実家で両親と暮らしていますが子供の成長に伴い、手狭となってきたため新たな住宅が必要になりました。申請地は、実家からもそう遠くなく建築する住宅に見合う規模の土地であったため、所有者と交渉したところ話がまとまり、転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 862 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、将来のために安定した収入を得るため、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。
また、本申請地は、令和元年11月の定例会で5条許可申請の審議を受けたものの、その後、申請の取り下げがあり、今回譲受人が変更になり申請されています。

5番、・・・、面積 800 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。また、本申請地は、先ほどの4番と同様に令和元年11月の定例会で5条許可申請の審議を受けたものの、その後、申請の取り下げがあり、今回譲受人が変更になり申請されています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、7番 山本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山本委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 39 m²【議案読み上げ】

申請理由 昭和33年頃より、農道として利用しているためです。

現地を確認して参りまして、相違ありませんでした。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま、山本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

第4号議案「非農地証明願」1件につきましては、先ほどの山本委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」20件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」20件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が2件、再設定が11件で、そのうち農地機構を通じた貸借が17件となっております。
以上、農用地利用集積計画書20件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」20件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」20件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。
1番、・・・、面積 519㎡ 外1筆 計919㎡【議案読み上げ】
転用目的 倉庫・事務所、資材置場 用地
申請理由 申請人は、平成10年4月28日に資材置場として5条許可を受け、一旦資材置場にしていたものの、工事完了の手続きを行うことなく、倉庫・事務所を建築し現在に至ってしまったため、農地転用許可後の事業計画変更を行い、転用事業を完了させようとするものです。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第8号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは第8号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」1件についてご説明いたします。

本申請は譲渡人から、自らの所有する農用地の売買について、公益財団法人香川県農地機構が行う農地売買等事業を利用したい旨の申出があったため、手順に従い農業委員会から農地機構に申出をした案件であります。

この事業は、農地機構は農用地を買入れ、規模を拡大したい認定農業者等に対して、農業委員会と連携し、利用集積に配慮して農地の売り渡しを行うものです。

現在までのところといたしまして、申請地につきまして基準を満たしているということで、今月6日に梶野委員さんの立会のもとで「利用調整会議」いわゆる買入れ協議を開催したところまで進んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、来月初めに農地機構に所有権移転登記を行い、10月に売渡し協議、10月の定例会でその審議を行い、12月に買手へ所有権移転登記を行う予定となっております。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

木下委員

農地機構を通じて売買した時のメリットを教えてください。

事務局次長

農地機構を通じて売買した時の主なメリットは、譲渡人につきましては、税制支援としまして不動産譲渡所得税の特別控除が年に800万円まで受けられます。

譲受人につきましては、税制支援としまして不動産取得税(県税)の軽減が受けられます。

さらに、譲渡人、譲受人の双方につきまして所有権移転登記にかかわる費用を農地機構に負担してもらえることがあげられます。

木下委員

誰でも利用できるのですか。売買する面積の制限もないのでしょうか。

事務局次長

利用できるのは、売買する農地の周辺で10,000㎡以上の経営農地がある認定農業者です。面積の制限はありません。

喜田委員 売る人の条件はありますか。

事務局次長 売る側は条件はありませんが、農用地でないといけません。

宮本委員 申請地の基準は何ですか。

事務局次長 買う人の経営農地が周りで 10,000 m²以上あることと、売買金額が一般的な価格であることです。

山下委員 これは、農地機構が購入するのですか。その時には購入者が決まっているのですか。

事務局次長 はい、一旦農地機構が購入しますが、売渡先は決まっているものが対象になります。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 (委員による審議)
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地売買等支援事業に係る農用地等の買入れ」1件につきまして原案どおり承認し、香川県農地機構の指示に従って手続きを進めていくことといたします。
以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。
続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件についてご説明いたします。
1番、・・・、面積433 m² 外1筆 計1,302 m² 【議案読み上げ】
解約理由 売買目的
本件は第1号議案1番、2番と関連しています
備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積18 m² 外2筆 計1,821 m² 【議案読み上げ】
解約理由 借人変更
備考 利用権 賃借権の解消

3番、・・・、面積136.20 m² 外2筆 計253.45 m² 【議案読み上げ】
解約理由 転用目的
備考 利用権 賃借権の解消

4番、・・・、面積212.31 m² 【議案読み上げ】

解約理由 転用目的
備考 利用権 賃借権の解消

5番、・・・、面積 137.50 m² 【議案読み上げ】

解約理由 転用目的
備考 利用権 賃借権の解消

6番、・・・、面積 69.45 m² 外4筆 計 243.72 m² 【議案読み上げ】

解約理由 転用目的
備考 利用権 賃借権の解消
以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 (委員による確認)
【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」6件を受理し、処理してまいります。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理 それでは、これもちまして 8月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時30分終了